

一般社団法人日本組織適合性学会理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人日本組織適合性学会（以下、「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、定款第30条2に加え、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、原則として9月及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

4 理事会は合議によるものとする。

(招集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款あるいは理事会が制定した規約（以後、定款等という）に違反する事実若しく著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2

項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

5 理事会の招集については、開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法をもって通知すると共に理事会資料を理事、監事に送付する。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、定款第32条に加え、規定にかかわらず、特別の利害関係のない理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順で、副理事長がこれに当たる。理事長および副理事長が欠けた場合には、残る理事の互選によって議長を定める。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

3 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事の出席状況を理事会に報告しなければならない。なお、報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

4 監事は、前項に関わらず、第5条4項に基づいて招集した理事会の議長を務めることができる。

(決議事項)

第9条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会（評議員会）の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令若しくは定款等に定める事項

2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。

3 前項の場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第 10 条 理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又は当法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(延期又は続行)

第 11 条 理事会を延会又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は続行する会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を理事会に出席した理事に通知する。

4 延会又は続行する会の日時は、最初の理事会の日より 2 週間以内に定めなければならない。

(議事録)

第 12 条 理事会の議事については、定款で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。なお、保管期間は永年とする。

(欠席者に対する通知)

第 13 条 議長は、理事会の議事の経過・要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和 4 (2022) 年 3 月 2 0 日から施行する。